（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九十八条の政令で定める日）

第三条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九十八条の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定により同項に規定する特定保険料の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、平成二十七年四月一日前においても、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第十四条の十の規定の例により、特定保険料納付申込書の提出を行うことができる。この場合において、当該申込書の提出は、同日において、同条の規定によりされたものとみなす。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十一号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し及び同条第一項中「上席景品・表示調査官」を「食品表示対策室及び上席景品・表示調査官」に改め、同条第二項中「（昭和三十七年法律第百三十四号）」を削り、「措置命令に関する事務」の下に「（食品表示対策室の所掌するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第四項に規定する表示の適正化による商品の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち食品に係る措置命令に関すること。

二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

三　食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること（同法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示、同条第四項の規定による命令並びに同法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること（同法第三十二条第一項及び第三十二条の三第一項の規定による勧告、同法第三十二条第二項及び第三十二条の三第二項の規定による命令並びに同法第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。

六　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

3　食品表示対策室に、室長を置く。

（企画官）

第七条を次のように改める。

第七条　食品表示企画課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、食品表示企画課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、平成二十五年七月一日から施行する。

省　令

○総務省令第七十号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表中「（別表４）の㈱」を「（別表４の２付表）の㈭」に、「（別表４）の㈱」を「（別表４の２付表）の㈭」に、「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改め、同様式記載要領15中「（別表４）の㉟」を「（別表４の２付表）の㈭」に、「（別表４）の㉞」を「（別表４の２付表）の㈭」に、「仮計㈭」を「仮計㈭」に、「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」を「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(9)」に改める。

第六号様式別表１の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改める。

第六号様式別表四の四を削る。